

水先法

1. 案内情報

手続名	:	水先人の怠慢等の届出
手続根拠	:	水先法第28条
手続対象者	:	船長
提出時期	:	水先人がその業務を行うに当たり、怠慢であった、技能が拙劣であった、非行があった又はこの法律若しくはこれに基づく処分に違反したことを知ったときに、遅滞なく
提出方法	:	郵送又は窓口
手数料	:	なし
添付書類・部数	:	なし
申請書様式	:	なし
記載要領・記載例	:	提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	:	北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	0134-27-7189
	:	東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
	:	関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
	:	北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	025-244-6128
	:	中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
	:	近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
	:	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
	:	中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	082-228-8794
	:	四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	087-825-1190
	:	九州運輸局海上安全環境部海技資格課	093-332-8094
	:	沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	098-862-1454

又は各最寄りの運輸支局若しくは海事事務所

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ

3. 手続情報

審査基準	:	-
標準処理期間	:	-
不服申立方法	:	-